

事 務 連 絡

平成31年3月29日

各都道府県教育委員会総務担当課
各都道府県教育委員会特別支援教育担当課
各指定都市教育委員会総務担当課
各指定都市教育委員会特別支援教育担当課
各都道府県私立学校事務担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

「交流及び共同学習ガイド」の改訂について（事務連絡）

このたび、学校において交流及び共同学習が一層推進されるよう、「交流及び共同学習ガイド」について、より活用しやすいものとするため、改訂を行いました。

「第1章 交流及び共同学習の意義・目的」、「第2章 交流及び共同学習の展開」では、「学校における交流及び共同学習の推進について」（平成30年2月2日、心のバリアフリー学習推進会議）を踏まえて内容の見直しを行い、「第3章 取組事例」では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの観点からの事例を掲載しました。

については、当ガイドを参考とし、交流及び共同学習に一層取り組んでいただくようお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては指定都市を除く域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、国公立大学法人におかれては設置する附属学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

<p>【本件連絡先】 文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係 酒井、高田 電 話 03-5253-4111（内線）3193 E-mail tokubetu@mext.go.jp</p>
